

自動車NOx・PM法による車種規制について

車種規制とは

対策地域内においてNOx及びPMについて特別の排出基準を定め、これに適合する自動車でなければ、対策地域内にその使用の本拠を置くことができなくなるという規制をいう(平成14年10月から)。

※道路運送車両法による車検で担保

対策地域内におけるNOx及びPMの排出基準は表1の考え方にに基づき定められている。

また、使用過程車に対する車種規制の適用については、原則として、初度登録日から起算して表2の期間が経過するまでの使用が可能となっている(猶予期間)。

表1

| 車種区分 | 排出基準の考え方 |
|--------------------------|------------------------------|
| 乗用車及びトラック・バス (3.5t以下) | 当面ガソリン車への代替を図るべく、ガソリン車並の排出基準 |
| トラック・バス (3.5t超) | 平成10、11年規制のディーゼル車並の排出基準 |

表2

| 車種区分 | 猶予期間 |
|----------|-------|
| 普通貨物自動車 | 9年 |
| 小型貨物自動車 | 8年 |
| 大型バス | 12年 |
| マイクロバス | 10年 |
| ディーゼル乗用車 | 9年 |
| 特種自動車 | 原則10年 |

